

第4期介護保険料が決まりました

介護保険制度は、平成12年に導入され、介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、着実に浸透・定着してきました。

一方で、「団塊の世代（戦後ベビーブーマー）」が高齢期を迎え、超高齢社会の中、介護サービス費用は年々増大し、平成21年度には約30億円に達する見込みです。これと並行して、満65歳以上の人が納める第1号被保険者介護保険料月額も、第1期（平成12～14年度）2,741円から始まって、第2期（平成15～17年度）3,319円、第3期（平成18～20年度）4,600円と高騰してきました。

本年4月からの第4期（平成21～23年度）では、社会経済の悪化による生活への影響などを考え、介護保険料の据え置きと、保険料率も6段階方式を8段階方式に改正し、高齢者の負担が少しでも軽減されるように決定しました。

■介護保険料の基準額は据え置きます

3年ごとに見直される第4期介護保険事業計画により、介護保険料の基準額は前年と同額に決まりました。

介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分については、国の交付金により被保険者の負担が軽減されています。

なお、税制改正に伴う「激変緩和措置」は、平成20年度で終了となりました。

■所得段階は8段階になります

★「第4段階」の世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人の保険料率を0.9に軽減しました。

★「第8段階」の本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人の保険料率1.6を追加しました。

■問い合わせ先
市いきいき長寿課

☎0869-26-5926

瀬戸内市の保険料の基準額 55,200円（年額） 4,600円（月額）

所得段階	対象者	保険料率	保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金（※1）を受けている人	基準額×0.50	27,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	27,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	69,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.60	88,300円

※1 老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額とは…「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

■介護保険料の賦課徴収業務は4月から税務課・収納推進課に変わります

☆普通徴収（納付書で納めている人・口座振替により納めている人）

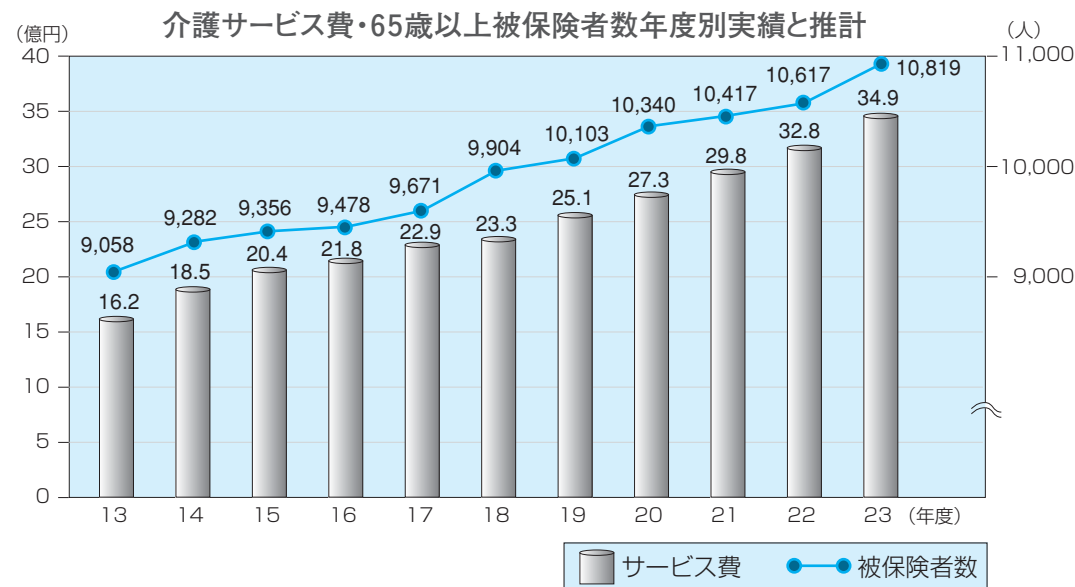
- ・4月に仮算定納付書が届きます。（納期限 4月30日）
- ・6月に本算定納付書が届きます。（納期月 6・8・10・12・2月）

☆特別徴収（年金から天引きされている人）

- ・6月に本算定納付通知書が届きます。（納期月 4・6・8・10・12・2月）

★65歳になったばかりの人、転入してきた人などは、特別徴収（年金天引き）になるまで、6カ月から1年程度かかるので、ご了承ください。

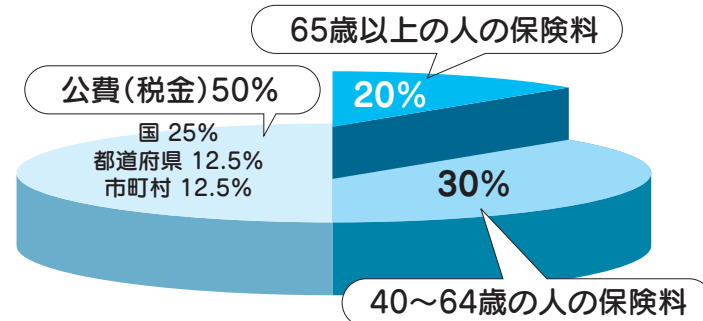
■問い合わせ先 市税務課 ☎0869-22-1114



■基準額はこのように算出されます■

$$\text{瀬戸内市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 20\%} \div \text{瀬戸内市に住む65歳以上の人数} = \text{瀬戸内市の保険料の基準額 55,200円(年額) 4,600円(月額)}$$

■介護保険の財源



介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源は、保険料と公費がそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち、40～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の30%、65歳以上の人（第1号被保険者）が納める保険料が20%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。